

エポスカンたん決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、エポスカンたん決済サービスに係るPGマルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PGマルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第2章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第2章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第2章、第1章の順に適用される。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) エポスカンたん決済 甲を売主とする商品の売買契約について、その代金等の決済の際に、決済番号等（第3号において定義する）が買主により入力されたとき株式会社エポスカード（以下「丙」という）が提供する決済手段であって、丙が管理する当該決済番号等に対応して登録されているカードを利用して商品代金及びこれに付随する代金（以下「商品等代金」という）の決済を完了させること
- (2) エポスカンたん決済サービス PGが提供する、エポスカンたん決済による商品等代金の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (3) 決済番号等 買主が丙の運営するサイト上で商品を購入する際に、丙が作成・発行する買主の識別記号であって、買主のカード番号等、有効期限その他買主に関する情報と対応して丙に登録されているもの
- (4) エポスカンたん決済利用契約 本加盟店契約のうち、丙と甲との間で成立する「加盟店契約書」を内容とする契約（丙が指定するエポスカンたん決済利用契約に付随して必要となる他の契約を含む）。ただし、甲がPGに代理権を授与した場合における特則においては、「エポスカード加盟店規約」を内容とする契約と読み替えるものとする。

(エポスカンたん決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 エポスカンたん決済サービスの内容は、利用規約第2章第1節に定めるとおりとする。

(エポスカンたん決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲がエポスカンたん決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出した後、エポスカンたん決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及びエポスカンたん決済サービスの提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、エポスカンたん決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、エポスカンたん決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(エポスカンたん決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、エポスカンたん決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲による表明保証)

第6条 甲は、エポスカンたん決済サービスに関する本サービスの利用を申込むにあたって、PGに対し、以下の各号の全てを表明し保証する。

- (1) 丙から、PGのエポスカンたん決済サービスを利用することの承諾を予め得ていること
 - (2) 丙から、商品等代金の情報を含む販売データ等をPGに対して提供することの承諾を予め得ていること
 - (3) 前2号のほか、甲がPGの提供するエポスカンたん決済サービスを利用するにあたって必要な承諾を得ていること
2. 前項の表明保証に違反した場合、甲の故意又は過失の有無にかかわらず、PGは催告なくして甲とのエポスカンたん決済サービス利用契約を解除し、又、甲に対して損害賠償請求をすることができる。

(免責に関する特則)

第7条 甲は、エポスカンたん決済利用契約において丙が定める機能の全てがエポスカンたん決済サービスで利用できるものではなく、丙が定める機能についてのみ利用することができる（当該機能を「利用可能機能」という）ことを予め承諾し、PGは利用可能機能以外のエポスカンたん決済サービスの機能について何らの責任を負わない。

2. 甲が、エポスカンたん決済利用契約に基づき、引渡金につき丙又は買主に対して返還請求を受けた場合、当該返還についてPGから何らかの指示を受けたときは速やかに当該指示に応じるものとする。
3. 前項の返還に関連し、甲に何らかの損失、損害等が発生した場合であっても（PGからの指示の有無は問わない）、当該損失、損害の発生原因が専らPGの責に帰すべき事由による場合を除き、当該損失、損害等についてPGは何らの責任を負わず、また甲はPGに対して債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず損害賠償請求をしない。
4. PGは決済番号等の売上承認請求に関する手続を経ていない売買契約に関しては一切責任を負わないこと
5. 甲は、丙から無効を通知された決済番号等による売買契約は行わないものとし、これに違反して売買契約を行った場合、甲が一切の責任を負うこと

(事後効)

第8条 本利用契約のうち、エポスカンたん決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

《エポスカンたん決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

(適用範囲)

第9条 本特則の規定は、利用規約第2章第2節の規定に付加し、PGが甲の代理人としてエポスカンたん決済利用契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結されたエポスカンたん決済利用契約等に基づくエポスカンたん決済サービスに係る甲の信用販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約、利用規約第1章及び第2章の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第10条 エポスカンたん決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、第2章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第11条 エポスカンたん決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第2章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第12条 甲は、エポスカンたん決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

以上